

川越市地域自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき設置する川越市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会は、次に掲げる者のうちから20人以内を委員として実施する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) 民間事業者関係者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) 市職員

(委員を依頼する期間)

第3条 委員を依頼する期間は2年以内とし、期間の更新を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の期間は、前委員の残任期間とする。

(座長)

第4条 協議会に、会議の進行役として座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第5条 協議会は、川越市障害者総合相談支援センター所長が招集する。

- 2 協議会は、地域における障害福祉に関する現状を把握するため、業務委託により実施する川越市障害者等相談支援事業に従事する相談支援専門員（以下「委託相談支援専門員」という。）及び必要と認める関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、協議会から託された専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、協議会委員及び委託相談支援専門員とする。

3 部会に、会議の進行役として部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(秘密の保持)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

(報償金)

第8条 協議会1回あたりの報償金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 座長 8,000円

(2) 委員 6,900円

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、川越市障害者総合相談支援センターにおいて処理する。

(会議録の公表)

第10条 協議会及び部会の会議録及び会議資料は、個人情報等が含まれているものを除き、公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年3月27日市長決裁)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 川越市地域自立支援協議会設置要綱(平成18年9月27日決裁)は、廃止する。

附 則 (平成30年3月22日市長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月5日市長決裁)

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日市長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。